

岐阜市保地第576号
平成29年9月28日

各 { 学 校 } の長 様
 { 保育所 (園) }
 { 施 設 }

岐阜市保健所長 中村 俊之
(公印省略)

ノロウイルスを原因とする感染性胃腸炎の予防について (依頼)

日ごろは、本市の保健衛生行政に格別なご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、学校等で、ノロウイルスを原因とする感染性胃腸炎が発生すると、集団感染となる可能性があります。

つきましては、別添資料「ノロウイルスについて」をご確認いただき、下記の事項ならびに感染予防対策の強化等を職員に周知徹底していただきますようお願いいたします。

記

- 1 トイレの使用後、調理や配膳、食事の前等には石けんを使ってよく手洗いをすること。
- 2 吐物、糞便等の処理について
 - (1) 嘔吐物や糞便で汚れた箇所等は、速やかに片付けること。その際には、ビニール手袋、マスク、使い捨てのガウン (エプロン) を使用すること。
 - (2) 嘔吐物等で汚れた箇所は、塩素系漂白剤 (塩素濃度約 1,000ppm (0.1%)) を含ませたペーパータオルや布で被った後、拭き取ること。さらに拭き取った後、再度その箇所を塩素系漂白剤で消毒すること。
 - (3) 嘔吐物や、糞便で汚れた衣類等は、他の衣類とは分けて洗うこと。
 - (4) 嘔吐物等を片付けた用具、雑巾は、塩素系漂白剤でつけ置き洗いをすること。
 - (5) 処理を行った場合は、石けんを使ってよく手を洗い (流水で1分以上手をこする)、さらにうがいをする。
 - (6) トイレ清掃の後の手洗いを徹底させること。
 - (7) 手洗い後は、ペーパータオル等を用い、タオルを共有しないこと。
 - (8) トイレのドアノブ、ペーパーホルダー等の特に手で触れる箇所の消毒を行うこと。
 - (9) 使用期限の過ぎた塩素系漂白剤を使用しないこと。濃度調整は、使用前に行うこと。

3 給食に関する対応について

- (1) 給食調理施設内に、給食調理員以外の者がむやみに立ち入らないよう徹底すること。
- (2) 給食調理員の始業前の健康調査を徹底し、体調不良を訴えた者が調理や配膳に携わらないよう配慮すること。
- (3) 調理場内では、食品への二次汚染の防止に努めるよう徹底をはかること。
- (4) 返却された食器、トレー、カートなどからの汚染防止に努めること。
- (5) 食事前に手洗いを徹底すること。

4 事故発生時の対応

- (1) 職員は利用者の健康管理上、感染症や食中毒を疑った時は、速やかに管理者に報告し、管理者は必要な指示を行うこと。
- (2) 施設等において患者が発生した場合、感染拡大防止策を講ずるとともに、集団発生が疑われる場合等は、施設主管課および保健所へ報告を行うこと。

【担当】

地域保健課	食品衛生課
感染症対策係	食品安全係
TEL:058-252-7191	TEL:058-252-7194